

第1回 鳳来北西部地域協議会 会議録（要約）

日 時	令和5年4月26日（水） 午後7時～午後8時40分
場 所	玖老勢コミュニティプラザ 1階 第1会議室
出席者	委員19名 事務局4名
傍聴人数	なし
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委嘱状交付 3 説明 鳳来北西部地域協議会について 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長の選任について (2) 分科会委員の選任について 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後のスケジュールについて (2) 委員報酬等の支払いについて (3) 鳳来北西部自治振興事務所出張所の開設について
開会	<p>1 あいさつ 居澤鳳来地区自治振興事務所参事 ※併せて、鳳来地区自治振興事務所職員の紹介</p> <p>2 委嘱状交付 ・代表として、「玖老勢地区」森下春吉 委員に交付。 ・その他の委員については、各席に事前配布。 ・議事に先立ち、事務局から下記の委員を議事録署名人として指名。 【議事録署名人】 『名簿1番』森下春吉委員 『名簿2番』森下啓史委員</p> <p>3 説明 ○鳳来北西部地域協議会について ・事務局より年間スケジュールを中心に説明。 ・地域協議会は13回を予定。ただし、会議の進捗状況等によって変更となる可能性がある。 ・地域自治区予算、地域活動交付金の進め方を説明。</p>

【質疑応答】

「委員」

・先日の事前説明会で地区敬老事業援助事業は令和5年度をもって廃止と説明を受けたが、今日配布された資料ではR5年度廃止と書いてある。今年事業がないのか？

→令和5年度をもって廃止となる。各地区でも敬老事業の在り方について議論されており、この事業については10年を区切りとし、違う視点での高齢者支援策を検討する方向となった。

「委員」

・社会福祉協議会の地区高齢者福祉支援事業助成金が廃止ということか？

→鳳来北西部で提案されたものとは別事業。分かりにくい部分もあるため、社会福祉協議会に詳細を確認し、改めて説明をさせていただく。

4 議事

(1) 会長・副会長の選任について

・事務局より説明。

→地域協議会の会長・副会長は、新城市地域自治区条例第7条に「委員の互選により、地域協議会ごとに定める」とされており、鳳来北西部地域協議会では、会長1名・副会長2名を鳳来寺地区、鳳来西地区、海老地区から1名ずつ選任となっている。

【会長についての立候補・推薦等】

・立候補なし

「委員」

・鳳来寺地区として、名倉利幸委員を推薦したい。

※その他の意見がなかったため、拍手により賛成多数で承認。

○名倉会長あいさつ

あいさつ後、会長により会議を進行。

【副会長についての立候補・推薦等】

・立候補なし

「会長」

・海老地区から村雲委員、鳳来西地区から川合委員を副会長へ推薦したい。

※その他の意見がなかったため、拍手により賛成多数で承認。

【筆頭副会長について】

「会長」

・次回地域協議会の会長となる海老地区から村雲委員を推薦したい。

※その他の意見がなかったため、拍手により賛成多数で承認。

(2) 分科会委員の選任について

○事務局より説明。

- ・鳳来北西部地域協議会においては、平成28年度より地域協議会の下に分科会を設置している。
- ・参考資料として、昨年度までの各分科会名簿と分科会ごとの検討内容を掲載。
- ・会長、副会長を中心に、各地区ごとに誰がどこに所属するかのご協議をお願いしたい。
- ・各地区で決定しましたら、会長・副会長より事務局へ報告してほしい。

(3地区に分かれ、分科会委員の選出について協議 20分程度)

【協議結果報告】

(分科会毎に分かれ、自己紹介や今後の進め方などについて検討 10分程度)

5 その他

(1) 今後のスケジュールについて

- ・第2回地域協議会：5月23日（火）午後7時からに決定
- ・鳳来北西部区長会：5月9日（火）午後7時からに決定

(2) 委員報酬の支払いについて

- ・委員報酬及び費用弁償は、会議が開催された都度、提出された振込先へ振り込む。

(3) 鳳来北西部自治振興事務所出張所の開設について

- ・市内4か所（千郷・鳳来南部・鳳来東部・鳳来北西部）で出張所を開設することとなった。
- ・職員が地域に出向き、より地域との距離を近くすることによって、地域からの相談やニーズなどに対し、今まで以上にきめ細やかな支援やサポートすることを目的とする。
- ・勤務体制は、原則毎週水曜日の午前中に鳳来寺共育施設で勤務予定。ただし、勤務日が急遽変更する場合もあるため、予めご了承ください。
- ・地域の困りごとなどの各種相談や市役所の提出物の受理などを想定。

【質疑応答】

「委員」

- ・周知方法はどう行うのか。窓口に来てもらう対象は区長など役員なのか一般も含むのか。提出物は個人の提出物も対象となるのか。地域に回覧などをすると問合せが来るので明確にしたほうがいい。

→5月の区長発送にて地域協議会だよりで周知する予定。区長会でも説明を予定している。提出物に関しては、区長など役員の提出物を想定しているが、地域のニーズに応えられるように対応していきたい。

「委員」

- ・分かりにくい部分があるので明確にしたほうがいい。

菅沼事務所長のあいさつで終了（20時40分）